

浜松市組合等土地区画整理事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は浜松市における健全な市街地の発展及び改善を図るために、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)の規定により土地区画整理事業を施行する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「土地区画整理事業」とは、法第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。

2 この要綱において、「土地区画整理事業を施行する者」(以下「組合等」という。)とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人施行者 法第3条第1項の規定による施行者をいう。(ただし同意施行者(土地区画整理事業を単独で若しくは共同して施行する者(民間事業者を除く。))又は独立行政法人都市再生機構若しくは民間都市開発推進機構と共同して施行する民間事業者)に限る。)

(2) 土地区画整理組合 法第3条第2項の規定による施行者をいう。

(3) 区画整理会社 法第3条第3項の規定による施行者をいう。

(4) 独立行政法人都市再生機構 法第3条の2第1項及び第2項の規定による施行者をいう。

(5) 地方住宅供給公社 法第3条の3の規定による施行者をいう。

(補助金対象事業)

第3条 浜松市組合等土地区画整理事業費補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 土地区画整理事業国庫補助金事業に該当する事業

「土地区画整理補助事業の執行について(平成15年5月27日付け国都市第67号国土交通省都市・地域整備局長通知)別紙第2組合等区画整理補助事業実施要領に基づく国庫補助金の交付を受ける土地区画整理事業

(2) 社会資本整備総合交付金に該当する事業

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(平成21年4月30日施行)に規定する道路の改築を行う事業で、次に掲げる各号の要件をすべて満たすものをいう。

ア 土地区画整理事業を行う事業者が法第3条の4第1項の規定により都市計画事業として施行する土地区画整理事業であること。

イ 「社会資本整備総合交付金交付要綱について」(平成22年3月26日付け国官会第2317号)第6に規定する事業であること。

(3) 市補助金に該当する事業

都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内で行われる土地区画整理事業で施行地区の面積が0.5ha以上のもの。

(対象範囲及び補助の限度)

第4条 前条第1号及び2号に該当する事業の補助金の対象は、土地区画整理事業に要する経費のうち、「土地区画整理補助事業の執行について」(平成15年5月27日付け国都市第67号)別紙第2組合等区画整理補助事業実施要領第7に定める補助対象範囲内となる経費(国庫補助の対象となる経費に限る)とする。

2 前条第1号及び2号に該当する事業の補助基本額は、実施計画の基本事業費を限度とする。

3 前条第3号に該当する事業の補助金の対象は、土地区画整理組合が施行者となる土地区画整理事業で、対象範囲及び補助の限度は別表1によるものとし、第2項の補助基本額を除くものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の申請は、第3条の各号の事業ごとに、次の各号に掲げるものを市長が指定する日までに各1部提出しなければならない。

- (1) 組合等土地区画整理事業費補助金交付申請書(第1号様式)及び添付書類
- (2) 事業実施計画書(第2号様式)
- (3) 本工事費内訳表
- (4) 附帯工事費内訳表
- (5) 測量設計費内訳表
- (6) 補償費内訳表
- (7) 機械器具費内訳表
- (8) 換地諸費内訳表

(3)から(8)は、都市局所管国庫補助金交付申請等要領(平成13年6月27日国都総第2000号 国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「国庫

補助申請要領」という。) 5 申請書等の様式について (8)工事設計書及び変更工事設計書の様式に準じて作成したものを、必要に応じて添付するものとする。)

(9) 資金状況調べ (第 3 号様式)

(10) 収支予算書 (第 4 号様式)

(11) 位置図 縮尺 20,000 分の 1 程度の都市計画図を用いて作成したもの

(12) 平面図 縮尺 5,000 分の 1 から 300 分の 1

(13) 暴力団排除に関する誓約書 (第 19 号様式)

(14) 市税納付・納入確認同意書 (第 20 号様式)

(15) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

2 施行準備者が第 4 条第 3 項に定める補助金の交付を受けようとするときは、組合等土地区画整理事業費補助金交付申請書 (第 1 号様式) 及び添付書類、当該土地区画整理事業に係る概要書を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定は組合等土地区画整理事業費補助金交付決定通知書 (第 13 号様式) により行う。

(交付の条件)

第 7 条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業の事業費の額を変更しようとする場合

イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更 (第 8 条に規定する軽微な変更を除く。) をしようとする場合

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかななければならない。

(4) 市税を納めるべき補助事業者は、市税を完納している者であること。

(5) 残余財産の処分方法を、規準、規約又は定款に定めていること。

(軽微な変更)

第 8 条 第 7 条第 1 号イに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

本工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費、機械器具費及び換地諸費の相互間における流用で、流用先の経費の 30 パーセント（当該流用先の経費の 30 パーセントに相当する金額が 300 万円に満たないときは 300 万円）以内の変更

（変更の申請）

第 9 条 補助金の変更申請は、次の各号に掲げるものを市長が指定する日までに各 1 部提出しなければならない。

- (1) 組合等土地区画整理事業費補助金変更申請書（第 5 号様式）
- (2) 変更事業実施計画書（第 2 号様式）
- (3) 本工事費内訳表
- (4) 附帯工事費内訳表
- (5) 測量設計費内訳表
- (6) 補償費内訳表
- (7) 機械器具費内訳表
- (8) 換地諸費内訳表

（(3)から(8)は、国庫補助申請要領 5 申請書等の様式について(8)工事設計書及び変更工事設計書の様式に準じて作成したものを、必要に応じて添付するものとする。）

- (9) 変更資金状況調べ（第 3 号様式）
- (10) 変更収支予算書（第 4 号様式）
- (11) 位置図 縮尺 20,000 分の 1 程度の都市計画図を用いて作成したもの
- (12) 平面図 縮尺 5,000 分の 1 から 300 分の 1

（変更の決定）

第 10 条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、組合等土地区画整理事業費補助金変更決定通知書（第 14 号様式）により通知する。

（実績報告）

第 11 条 補助対象事業の実績報告は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を各 1 部市長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第 6 号様式）
- (2) 事業実績調書（第 7 号様式）
- (3) 工事費等集計表（第 8 号様式）

- (4) 補償費等集計表（第9号様式）
 - (5) 収支決算書（第4号様式）
 - (6) 施行前、施行後の関係が明らかとなる写真
 - (7) 位置図 縮尺 20,000分の1程度の都市計画図を用いて作成したもの
 - (8) 平面図 縮尺 5,000分の1から300分の1
- （補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、組合等土地区画整理事業費補助金確定通知書（第15号様式）により行う。

（補助金の請求手続）

第13条 補助金の請求をしようとするときは、補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の承認申請等）

第14条 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払いを必要とする月の初日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 概算払承認申請書（第16号様式）
 - (2) 資金状況調べ（第3号様式）
 - (3) 補助金所要額及び事業支出状況調書（第11号様式）
- （概算払の承認）

第15条 市長は前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払承認決定通知書（第17号様式）により通知する。

（概算払の請求手続）

第16条 前条によって承認された後、概算払請求書（第18号様式）を提出することにより概算払請求することができる。

（年度終了報告）

第17条 年度終了の報告は次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 年度終了報告書（第12号様式）
- (2) 工事費等集計表（第8号様式）
- (3) 補償費等集計表（第9号様式）

2 年度終了報告書は、補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときに、事業が完了していない場合に提出することとし、提出期限は交付決定年度の3月31日までとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第18条 市長は、第3条に規定する補助金の交付決定を受けた組合等又は補助金の交付を受けた組合等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく事業の認可を受けなかったとき。
- (2) 正当な理由がなく組合を設立しなかったとき。
- (3) この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく事業を著しく遅延させたとき。
- (5) 組合等の解散又は終了について認可を受けたとき。
- (6) 施行の認可及び組合設立の認可を取り消されたとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付につき不正な行為があったと認められるとき。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合においては、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金等の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助金等の額を確定した場合においては、すでにその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命じるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。
- 2 浜北市、天竜市の編入の際に現に法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が施行している土地区画整理組合に係る助成及び技術的援助等の対象及び補助率については、浜北市土地区画整理事業補助金交付要綱（平成12年浜北市告示第11号）、浜北市土地区画整理事業に対する技術的援助等に関する要綱（平成12年浜北市告示第12号）、天竜市土地区画整理事業助成要綱（平成4年訓令甲第26号）の例による。
- 3 平成30年度に限り、第7条第5号の規定中「残余財産の」を「平成30年度内に残余財産の」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表 1

要綱第 4 条第 3 項に規定する補助金の対象範囲及び限度は次のとおりとする。

(1) 組合等土地区画整理事業（面積 1 ha 以上）

区分	対象範囲	補助の限度率(限度額)
施行準備	現況測量	当該経費の 2 分の 1 以内
道 路	都市計画道路等 (幅員 8m 以上の系統ある通 過道路を含む。)	国庫補助実施計画の基本事業費の算 出方法による用地費、補償費及び工 事費 ただし、特殊道路を除く。
	幅員 6m 以上の道路 (市街化率 20% 以上の地区)	用地費及び工事費の 3 分の 1 以内 補償費の 10 分の 10 以内 ただし、特殊道路を除く。
	その他の道路(区画道路)	工事費の 3 分の 1 以内 ただし、特殊道路を除く。
調整池	新設されるもの	用地費、補償費及び工事費の 10 分 の 10 以内
公 園	施行面積の 3 % を超える面積 が公園となるもの	施行面積の 3 % を越える部分の用地 費及び補償費の 10 分の 10 以内

(2) 小規模土地区画整理事業（面積 0.5ha 以上 1.0ha 未満）

補助対象	対象範囲	補助率(限度額)
道 路	都市計画道路等 (幅員 8m 以上の系統ある 通過道路を含む。)	国庫補助実施計画の基本事業費の算 出方法による用地費、補償費及び工 事費 ただし、特殊道路を除く。
	区画道路(8m 未満道路)	工事費の 3 分の 1 以内
	その他の道路(区画道路)	ただし、特殊道路を除く。
調整池	新設されるもの	工事費の 2 分の 1 以内
公 園	施行面積の 3 % を超える面 積が公園となるもの	施行面積の 3 % を越える部分の用地 費及び補償費の 10 分の 10 以内 工事費の 2 分の 1 以内

第 1 号様式（第 5 条関係）

			第	号	
			年	月	日
(あて先)					
浜松市長	氏	名			
			所在地		
			名 称		
			代表者	氏 名	

組合等土地区画整理事業費補助金交付申請書

年度において、浜松市組合等土地区画整理事業費補助金交付要綱第 3 条

第 1 号（区画整理国庫補助事業）

第 2 号（社会資本整備総合交付金事業）

第 3 号（市補助金）

（上記第 1 号から第 3 号不要箇所は削除）

の対象となる事業を実施しますので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

(1) 事業の名称

(2) 箇所名

(3) 事業の目的

(4) 事業の内容

(5) 金 額 円

第2号様式（第5条及び第9条関係）

（ _____ 事業 ）

事業実施計画書（変更事業実施計画書）

補助対象事業等の名称 / 目的及び内容	
事業名	
箇所名	
工事施行延長又は面積	
物件移転戸数等	
換地諸費外	
事業完了予定期日	
補助金額（円）	
経費の配分（円）	
本工事費	
附帯工事費	
測量設計費	
補償費	
機械器具費	
換地諸費	
工事費計	

（注）変更事業実施計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第3号様式（第5条、第9条及び第14条関係）

（ _____ 事業）

資金状況調べ（変更資金状況調べ）

（単位：円）

区 分	期 間	月～月	月～月	月～月	月～月	計
	収 入					
各小計						
累積合計						
支 出						
	各小計					
	累積合計					
累積合計差引残高						

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

（注）変更資金状況調べの場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第4号様式（第5条、第9条及び第11条関係）

（ _____ 事業 ）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(前 回 予 算 額) (最 終 予 算 額)	比 較		備 考
			増	減 ()	
計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(前 回 予 算 額) (最 終 予 算 額)	比 較		備 考
			増	減 ()	
計					

第 5 号様式（第 9 条関係）

（ _____ 事業）

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地

名 称

代表者 氏 名

組合等土地区画整理事業費補助金変更申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた組合等土地区画整理事業費補助金を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

(1) 事業名

(2) 箇所名

2 計画変更の理由

3 変更内容

(添付書類)

1 補助金交付規則第 4 条第 3 項に定める市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書

2 給与所得者を雇用する事業者にあつては「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し」

(注) 変更内容の表記は「費目」、「細目または内容」について前回と変更の数量を明確に記すこと。

第6号様式（第11条関係）

（ _____ 事業 ）

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地

名 称

代表者 氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度組合等
土地区画整理事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の名称

(1) 事業名

(2) 箇所名

2 交付決定額及びその精算額

交付決定額 円

交付金精算額 円

3 事業の施行期間

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

第7号様式（第11条関係）
 （ _____ 事業 ）

事業実績調書

補助対象事業等の名称						
事業名						
箇所名						
事業実績調			経費の配分（円）			
区分	最終交付 決定設計	精算 (出来高)	工 事 費	本工事費		
工事施行延長 又は面積				附帯工事費		
物件移転戸数				測量設計費		
換地諸費外				補償費		
事業完了期日				機械器具費		
補助金額（円）				換地諸費		
				工事費計		
補助金決定状況（円）			補助金受入状況（円）			
年 月 日			年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
年 月 日			年 月 日			
決定額合計			受入額合計			

第8号様式（第11条及び第17条関係）

（ _____ 事業）

工 事 費 等 集 計 表

番 号	工事名	請負事業者名	請負金額 (円)	工期	完了日	検査日	検査者		備考
							役職	氏名	
請負金額計									

- (注) 1 附帯工事費、測量設計費、換地諸費等については、本様式に準じて適宜作成すること。
 2 年度終了報告へ添付する場合は、当該年度内の実績について記載すること。

第9号様式（第11条及び第17条関係）

（ _____ 事業）

補償費等集計表

図 面 対 象 番 号	所在地	物件移転補償費								その他補償費					合計	氏名	
		建物				工作物		動産	その他	営業		仮住居		雑費 その他			
		用途 構造	数量 単位	工 法	金額 (円)	名称	数量 単位	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	業 種	金額 (円)	日数	金額 (円)			金額 (円)
計																	

上記について確認しました。

年 月 日

氏名

（注）

- 1 物件移転補償費以外の補償費については、本様式に準じて適宜作成すること。
- 2 実績報告へ添付する場合は、補償契約の完了について右により検査者による確認を受けること。
- 3 年度終了報告へ添付する場合は、当該年度の実績について記載すること。

第10号様式(第13条関係)

(_____ 事業)

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

請 求 書

年 月 日付 浜松市指令 第 号により補助金確定があった組合
等土地区画整理事業費補助金を次のとおり請求します。

金																円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

支払方法	口座振込払	振込先	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第 号
口座名義						
カタカナ ()						

第11号様式（第14条関係）

（ _____ 事業 ）

補助金所要額及び事業支出状況調書

（単位：円）

支出状況 経費の配分	補助金交付決定額 (A)	現在支出済額 (B)	概算払時支出見込額 (C)	補助金所要額 (D)=(B)+(C)	支出率(%) $((D)/(A)) \times 100$	受入済み額	今回請求額
工事費					/		
本工事費							
附帯工事費							
測量設計費							
補償費							
機械器具費							
換地諸費							
合計							

補助金決定状況			
年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円
決定額合計			円

補助金受入状況			
年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円
受入額合計			円

(注)経費の配分において軽微な変更をした場合は、変更前の金額を括弧書きで上段に、変更後の金額を下段に記載する。

第12号様式(第17条関係)

(_____ 事業)

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 度 終 了 報 告 書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた 年度組合等土地区画
整理事業における実績について次のとおり報告します。

1 事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 箇所名

2 交付決定額等

交付決定額	円
年度実績額	円
翌年度繰越額	円

3 事業の施行期間

着 手	年 月 日
完了予定	年 月 日

第14号様式（第10条関係）

（_____事業）

浜松市指令 第 号

年 月 日

様

浜松市長 氏 名

組合等土地区画整理事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付 第 号により変更申請のありました組合等土地区画整理事業費補助金につきましては、変更申請に記載のとおり変更することを決定しましたので通知します。

金																			円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

第16号様式(第14条関係)

(_____ 事業)

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

組合等土地区画整理事業費補助金概算払承認申請書(第 回)

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた組合等土地区画
整理事業費補助金について、次のとおり概算払くださるよう申請いたします。

1 事業の名称

- (1) 事業名
- (2) 箇所名

2 概算払いを必要とする理由

3 概算払いを必要とする金額

4 概算払いを必要とする時期

第17号様式（第15条関係）

（ _____ 事業）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

概算払承認決定通知書（第 回）

年 月 日付 第 号により概算払の承認申請がありました組合等土地
地区画整理事業費補助金につきましては、次のとおり承認します。

1 承認の内容

（1）概算払の金額 円

（2）概算払の時期 年 月

（3）精算期日 年 月 日

2 交付の条件

- （1）補助金は、浜松市組合等土地地区画整理事業費補助金交付要綱の第13号様式に掲げる事項の条件として交付するものであること。
- （2）浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）および浜松市組合等土地地区画整理事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第18号様式(第16条関係)

(_____ 事業)

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長 氏 名

所在地
名 称
代表者 氏 名

概算払請求書(第 回)

年 月 日付 浜松市指令 第 号により概算払承認決定があった
組合等土地区画整理事業費補助金を次のとおり請求します。

金															円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

支払方法	口座振込払	振込先	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	当座預金 普通預金	第	号
口座名義							
カタカナ ()							

第19号様式(第5条関係)
(_____ 事業)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市組合等土地区画整理事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第20号様式(第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名
(取扱い 市街地整備課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市組合等土地区画整理事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市組合等土地区画整理事業費補助金